

川崎市少年自然の家条例の一部改正の方針について

教育委員会事務局生涯学習推進課

八ヶ岳少年自然の家について

1 施設概要

●昭和52年、長野県諏訪郡富士見町に開設した敷地面積約36万㎡の青少年教育施設

【位置】長野県諏訪郡富士見町境字広原12067-482
(施設標高：1,226m)

【面積】敷地面積：約357,000㎡ /延床面積：約11,000㎡

【主要施設】(敷地A) 宿泊棟（5棟）、食堂、管理棟、星座観測施設、
自由広場、バーベキュー場、野外炊飯場、キャンプ場
(敷地B) グラウンド、畑、テニスコート

【宿泊定員】531名（宿泊室55室・指導員室11室）

【管理】指定管理者（（一社）富士見パノラマリゾート）

2 「今後の自然教室及び八ヶ岳少年自然の家の方向性」(令和8年3月策定)

＜方向性の結論＞

●長期的な安全性やコスト比較、持続可能性の観点、更には、学校の実情に合わせた柔軟な学びのかたちへの変化等を総合的に考慮し、
今後の自然教室は、他施設の活用により実施

●指定期間（令和8年度～令和10年度）内で、全校他施設での実施に順次移行

●八ヶ岳少年自然の家は、青少年教育施設としての用途廃止（令和10年度）

八ヶ岳少年自然の家の利用状況

3 八ヶ岳少年自然の家の利用状況

- 八ヶ岳少年自然の家の利用状況については、自然教室等の利用が76.1%、その他市内利用が14.7%、市外利用が9.2%
- 自然教室等の利用以外は、主に夏休み等の長期休業期間や休日での利用となっており、平日利用は少ない状況である。
- 自然教室の利用が減少していくと、夏休み等の長期休暇以外の利用は、大幅に利用客が減少することが想定される。

【令和6年度 八ヶ岳少年自然の家 実利用者数】

団体種別	利用者数	割合	主な利用団体
<u>自然教室等</u>	<u>23,499人</u>	<u>76.1%</u>	<u>自然教室及び教員の实地踏査等</u>
青少年育成連盟加盟団体	1,097人	3.5%	子ども会(499人)、ボーイスカウト(513人)、ガールスカウト(85人)
社会教育関係団体	61人	0.2%	地域教育会議(61人)
学校教育利用	39人	0.1%	高校の部活動(39人)
市内利用団体	1,709人	<u>14.7%</u>	地域のスポーツクラブ(932人)、NPO法人(382人)、児童福祉関連団体(284人)、民間企業(111人)
家族・グループ	890人	2.9%	市内一般家族及びグループ
市や施設が主催する事業	748人	2.4%	主催事業の参加者
<u>市外利用</u>	<u>2,834人</u>	<u>9.2%</u>	<u>川崎市外の利用者</u>
合計	30,877人		

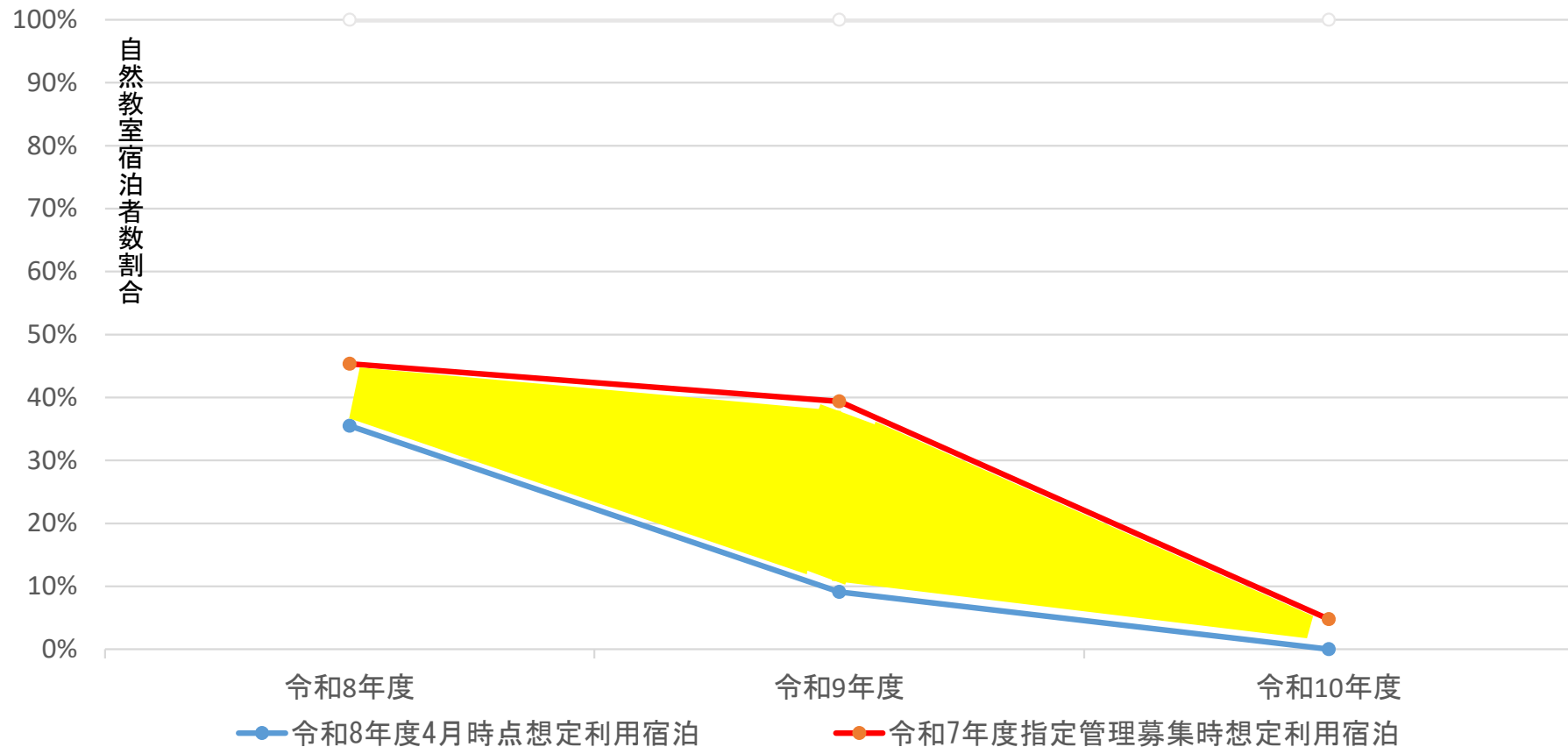
【令和6年度 月別宿泊室稼働率（予約ベース）】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
自然教室	13.3%	12.9%	80.0%	44.0%	12.9%	70.0%	67.7%	13.6%	0.0%	64.5%	71.4%	32.0%	40.6%
<u>その他</u>	<u>5.1%</u>	<u>7.1%</u>	<u>1.2%</u>	<u>23.7%</u>	<u>51.8%</u>	<u>6.1%</u>	<u>8.0%</u>	<u>7.0%</u>	<u>15.1%</u>	<u>8.7%</u>	<u>9.3%</u>	<u>15.5%</u>	<u>13.2%</u>

4 指定管理事業者の状況

- 自然教室の他施設移行については、指定管理募集時の想定を上回るペースで進んでおり、宿泊者の大幅な減少が見込まれる。
- 自然教室目的の利用に関しては、利用料金は全額免除となっているが、宿泊に伴う食堂収入等の減少が見込まれる。
- 富士見町や指定管理者である（一社）富士見パノラマリゾートとは、今後の安定的な施設運営やサービス提供のため、市立学校自然教室以外の積極的な受け入れや料金設定等について協議を進めている。

自然教室の他施設活用への移行による宿泊者減少のイメージ



5 施設運営の現状課題

●施設利用の約8割を占めている自然教室が他施設に移ることで、施設に多くの空き枠が生じる見込みである。安定運用の観点から、市内外問わず、学校行事以外の利用を増加させることが急務である。もともと川崎市民向けの施設なので、利用者区分「その他の者（主に児童・生徒以外）」の利用が増加した時、受益者負担の観点からも、市内居住者と市外居住者を区別して料金を設定する必要がある。

なお、川崎市青少年の家や、八ヶ岳周辺に存在する同様の施設（他自治体が運営する少年自然の家等）は既に市外居住者向けの料金が設定されている。

●自然教室利用者の減少に加えて今般の物価上昇等によって収支構造が変わっていく中、指定管理者が施設の稼働率を上げるための自助努力に取り組める環境を整える必要がある。

6 対応の方向性

●早期予約

市内外の団体の受け入れ促進を図るため、より早期に予約開始できるような運用改善に取り組む。

⇒令和8年度実施済み

●市外料金の設定

川崎市青少年の家や八ヶ岳周辺に存在する同様の施設（他自治体が運営する少年自然の家等）を参考に、市内居住者の1.5倍の市外居住者料金を設定する。

⇒今回の条例改正により設定

●食事代等の見直し

今般の物価上昇等に対応するため、食事代等の見直しを検討

●広報の拡充

自然教室以外でも八ヶ岳少年自然の家を利用してもらえるように、川崎市からの広報の拡充を検討

7 条例改正の方針

- 全庁的な「使用料・手数料の見直し」に基づき、現行の利用料金の1.1倍の改定を行う。
 - さらに料金表に「市外居住者」区分を設定し、利用料金は市内居住者の1.5倍の額とする。
- ※条例に定める金額は上限額であり、実際の金額は指定管理者と協議の上、決定する。

川崎市八ヶ岳少年自然の家条例

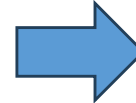
(利用料金)

第13条 利用者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

別表（第13条関係）

(現行)			(改定後)	
区分	単位	金額	金額	
小学校に在学する者及び学齢に達しない者	1人1泊につき	330円	市内居住者	市外居住者 左記金額1.5倍
中学校に在学する者	1人1泊につき	440円	360円	540円
高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学する者	1人1泊につき	880円	480円	720円
その他の者	1人1泊につき	1,650円	960円	1,440円
			1,810円	2,710円

市公共施設
手数料条例
改定 1 割増



8 条例改正による増収見込額

(1) 令和7年度利用料金収入 ⇒ 約8,655千円

(2) 条例改正後の利用料金での試算

利用件数及び市内外の割合を令和7年度と同じと仮定 ⇒ 約11,241千円

増収見込額 約2,586千円

※市内小中学校の自然教室は件数から除外



参考：八ヶ岳周辺に存在する主な少年自然の家の市外居住者料金

施 設 名	対 象	こども料金	おとな料金	市外料金の倍率
川崎市少年自然の家 (R9/4～)	その他の者	540円 (小) 720円 (中)	1,440円 (高) 2,710円 (大人)	1.5
多摩市立八ヶ岳少年自然の家	その他の者	1,220円 (子ども・幼児)	2,440円 (大人)	2
調布市八ヶ岳少年自然の家	委員会が適当 と認める者	600円 (児童生徒)	1,800円 (高校生以上)	2～2.5
志木市立八ヶ岳自然の家	市民以外の者	1,040円 (小中学生)	2,100円 (大人)、 1,040円 (65歳以上)	2
山梨県立八ヶ岳少年自然の家	県外	330円 (幼保小中学校・青少年団 体の行事) 330円 (3歳以上の幼児・小中高 生)	330円 (その他)	1～3
文京区立八ヶ岳高原学園	区立学校以外 の小・中学校	2,800円 (3歳以上中学生以下)	5,700円 (大人)	2～2.03
板橋区立八ヶ岳山荘	区外	1,500円 (子ども)	4,200円 (大人)	1.5